

資料 7 - 7 表 令和元年の県の防災体制

	第二非常体制	第一非常体制	警戒体制	準備体制
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示（緊急）が発令されたとき</li> <li>・特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発表されたとき</li> <li>・局地的に特別警報に準ずる気象現象が発生したとき</li> <li>・県内の広範囲にわたって大規模な被害が発生又は予想されるとき</li> <li>・災害救助法を適用する災害が発生したとき</li> <li>・知事が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨・洪水・暴風警報の全てが発表されるに至ったとき</li> <li>・土砂災害警戒情報が発表されたとき（①）</li> <li>・氾濫危険水位に達した河川があるとき（②）</li> <li>・上記①②またはこれに準ずる気象現象に基づき避難勧告が発令されたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の警報のうち、いずれかが発表されたとき（大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報）</li> <li>・避難判断水位（避難判断水位相当水位を含む）に達した河川があるとき</li> <li>・避難準備・高齢者等避難開始が発令されたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の注意報のうち、いずれかが発表されたとき</li> <li>大雨注意報</li> <li>洪水注意報</li> </ul>
1 月				
2 月				
3 月				
4 月				1
5 月		1	1	3
6 月			1	9
7 月		1	5	11
8 月		2	10	20
9 月		1	3	6
10 月		1	3	5
11 月				
12 月				1
合計	0	6	23	56